

---

## 資料編

---

○ 北見市民憲章	・ ・ ・ ・ ・	2 4
○ 北見市教育目標	・ ・ ・ ・ ・	2 4
○ 諮問書	・ ・ ・ ・ ・	2 5
○ 答申書	・ ・ ・ ・ ・	2 6
○ 策定委員会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・	2 9
○ 計画策定経過	・ ・ ・ ・ ・	3 0
○ 策定委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	3 1
○ 参考	・ ・ ・ ・ ・	3 2

## 北見市民憲章

わたくしたちは、澄みきった青い空のもと、大雪連峰とオホーツク海に  
いだかれたみのりの大地に、幸せを求めて生きる北見市民です。

わたくしたちは、風雪に耐えきびしい大自然を切りひらいた、先人のた  
くましい開拓精神と文化を受けつぎ、より美しく豊かな未来をきずくため  
に、この憲章を定めます。

- ・自然を愛し、清潔で美しいまちにしましょう。
- ・元気で働き、明るく豊かなまちにしましょう。
- ・きまりを守り、互いに助けあうまちにしましょう。
- ・教養を高め、スポーツと文化を育むまちにしましょう。
- ・夢をもち、みんながきらめく平和なまちにしましょう。

平成19年3月5日制定

## 北見市教育目標

### 前 文

すみきった明るい空のもとに住むわたしたちは、先人の教育にかける熱意と、  
緑の大地に生きるしあわせに感謝しています。

そして、市民一人一人が、個人として尊重され、生涯にわたって潤いと生き  
がいをもち、英知を集め協力しあって生活を向上させていくことを願っていま  
す。

わたしたちは、豊かな人間性を育み、自ら学び続けることにより、変化の激  
しいこれからの社会をたくましく生きるためにこの目標を定めます。

### 条 文

- たくましい身体と強い意志を持ち、創造的に生きる人
- 豊かな心を育み、自他を尊び自然と共生する人
- 自ら学び、自己充実と郷土文化の発展に尽くす人
- 勤労を尊び、生活向上のための英知を磨く人
- あたたかな家庭・ふれ合いのある地域社会づくりに努める人

平成18年3月5日制定

令和2年5月20日

北見市社会教育委員の会議 委員長 様

北見市教育委員会  
教育長 志賀 亮 司

第3次北見市社会教育計画の策定について（諮問）

北見市では合併による新しい市が誕生して以来、まちづくりの総合的な指針として「北見市総合計画」、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として「北見市教育大綱」が策定されております。社会教育分野においては、平成23年度から計画期間を5年間とし、全自治区を統一した「新北見市社会教育計画」、「第2次北見市社会教育計画」を策定し、毎年度事業点検評価を実施しながら学習機会の拡充や自主的な学習活動を支援するための条件整備など社会教育の振興に努めてまいりました。

この間の社会情勢は、少子高齢化による人口減少、核家族化の進行や急速な社会経済環境の変化などをうけ、地域社会においては住民が主体となってこれら課題や変化に対応していくことが求められてきました。

そのような中で、今日の現状を踏まえつつ、その成果が生かされ、個人の豊かな生活の実現と活気ある地域社会の創造を目指すことが重要であります。

現計画は令和2年度をもって最終年度を迎えることから、引き続き、令和3年度以降を対象とする計画を策定するにあたり、点検評価による現行の課題等を踏まえた、本市の社会教育施策の基本方針を明らかにするため、ここに令和3年度からの第3次北見市社会教育計画の策定について、社会教育法第17条の規定により、次のように諮問いたします。

記

1. 諮問事項 「第3次北見市社会教育計画」の策定
2. 計画期間 令和3年度から令和7年度（5年間）
3. 答申期限 令和2年12月

令和2年12月18日

北見市教育委員会  
教育長 志賀 亮司 様

北見市社会教育委員の会議  
委員長 野瀬 容子

### 第3次北見市社会教育計画の策定について(答申)

令和2年5月20日付で諮問のありました「第3次北見市社会教育計画」の策定につきまして、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申 書

北見市社会教育委員の会議

令和2年5月20日付で諮問のありました「第3次北見市社会教育計画(令和3年度～令和7年度)」の策定につきまして、策定委員会を設置し、これまでに慎重に審議を重ね、意見を取りまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

本答申は、人口減少や社会経済環境が急速に変化する時代において、地域社会が地域の課題や変化に自ら対応できる社会教育計画になるよう努めました。

北見市は、平成18年の市町合併後、それぞれの自治区が育んできた長い歴史や文化の融和を図りながら北見市社会教育計画に基づき様々な社会教育施策に取り組まれています。今後においても北見市における社会教育行政の推進に本計画が反映されるとともに、その実現に努力され、本市の社会教育活動が充実し発展することを希望いたします。

令和2年12月18日

北見市教育委員会

教育長 志賀 亮司 様

北見市社会教育委員の会議

委員長 野瀬 容子

第3次北見市社会教育計画策定委員会 委員名簿

No.	氏 名	参 考 (所属団体)	
1	竹 内 修	北見市私立幼稚園連合会 (副会長・ときわ幼稚園長)	
2	諏 江 信 夫	北見市立学校長会 (南小学校長)	
3	古 川 栄 一	北海道高等学校長協会オホーツク支部 (北見緑陵高等学校長)	
4	平 山 浩 一	国立大学法人北見工業大学 (教授)	
5	吉 田 哲	北見市PTA連合会 (会長)	
6	角 田 優	(特非)北見文化連盟 (理事)	
7	増 子 晋 也	(公財)北見市スポーツ協会 (専務理事)	
8	白 幡 浩	北見市心身障害者(児)団体連合会 (会長)	
9	小 栗 眞 澄	北見市女性国内研修つどいの会	
10	小 田 大 典	端野自治区(端野地区社会教育推進会議)	
11	石 沢 園 江	常呂自治区(常呂地区社会教育推進会議)	
12	高 田 有 修	留辺蘂自治区(留辺蘂地区社会教育推進会議)	
13	亀 丸 小百合	CAPオホーツク (スペシャリスト)	副委員長
14	土 田 晃 子	こぐまちゃんの会 (代表)	
15	佐 藤 匠	端野自治区(端野地区社会教育推進会議)	
16	忠 津 信 征	常呂自治区(常呂地区社会教育推進会議)	
17	野 瀬 容 子	留辺蘂自治区(留辺蘂地区社会教育推進会議)	委員長
18	橋 本 稔	北見市子ども会育成連絡協議会 (副会長)	
19	土 澤 満	一般公募	
20	名 達 和 俊	一般公募	

## 計画策定経過

年月日	内 容
2年 4月30日	第1回策定検討会 ・計画の策定、策定スケジュールについて説明
2年 5月20日	社会教育委員の会議に計画策定諮問
2年 6月10日	社会教育委員の会議に計画策定委員会を設置 第1回策定委員会（書面会議） ・策定スケジュールについて説明
2年 6月25日	第2回策定検討会 ・計画案の協議
2年 7月 8日	第3回策定検討会 ・計画案の協議
2年 7月17日	第4回策定検討会 ・計画案の協議
2年 7月22日	第1回推進連絡会議 ・計画案の確認
2年 7月29日	第2回策定委員会 ・役員を選定 ・第1回選定委員会の結果について ・計画案の協議
2年 7月31日	第5回策定検討会 ・計画案の協議
2年 8月 7日	第6回策定検討会 ・計画案の協議
2年 8月13日	第2回推進連絡会議（書面会議） ・計画案の確認、協議
2年 8月28日	第3回策定委員会 ・第2回策定委員会の結果確認 ・計画案の協議
2年10月30日	第4回策定委員会 ・第3回策定委員会の結果確認 ・計画案の中間まとめ
2年11月18日	第3回推進連絡会議 ・計画案の最終確認
2年12月 4日	第5回策定委員会 ・計画案の最終調整 ・答申について
2年12月18日	教育委員会に計画案答申
3年 1月 6日 ～ 2月 5日	計画案パブリックコメント実施
3年 3月 4日	教育委員会において「第3次北見市社会教育計画」を決定



## 第3次北見市社会教育計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 第3次北見市社会教育計画の策定にあたり、北見市社会教育委員の会議運営規則(平成18年北見市教育委員会規則第30号)第8条の規定に基づき、第3次北見市社会教育計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設置する。

(策定委員会の構成)

第2条 策定委員会は、社会教育委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、策定委員会の議長を務め、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(協議事項)

第4条 策定委員会は、社会教育計画策定に係る次の事項について協議する。

- (1) 北見市における社会教育の現状と課題について
- (2) 今後の北見市における社会教育の振興方策について
- (3) その他目的の達成に必要と認められる事項

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は生涯学習課に置く。

(報酬等)

第7条 策定委員の報酬は、委員の自立的な活動という位置づけにより、報酬の対象としない。但し、費用弁償は支給する。


(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項については委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
- 2 最初に召集される策定委員会は、第5条の規定に関わらず、社会教育委員の会議委員長が招集する。

参考 第2期北見市総合計画から抜粋

推進区分 基本方針	指 標 名	単位	参考実績 (H29)	目標 (R5)	関連計画	(注)
I-1	出前講座「ミント宅配便」 登録講座数	講座	140	140	総合計画	
	出前講座「ミント宅配便」 開催回数	回	403	440	総合計画	
	市民1人当たり 図書貸し出し数	冊	7.34	8.00	総合計画	
II-1	こそだて・はぐくみ学級 開設数	団体数	14			
III-1	市が設置する スポーツ施設利用者数	人	1,479,758	1,600,000	総合計画	
	スポーツ教室参加者数	人	6,070	7,000	総合計画	
	スポーツ合宿受入数	人	25,026	26,000	総合計画	
	全道・全国大会出場者数	人	798	900	総合計画	
IV-1	芸術公演鑑賞者数 (芸術文化鑑賞事業 入場者数)	人	7,413	8,000	総合計画	
	北網圏北見文化センター 企画展等入場者数	人	15,992 (H29) 4,003 (H28)	6,000	総合計画	
IV-2	文化財保護・継承などに 関わる団体構成員数	人	166	170	総合計画	
	歴史文化施設の利用者数	人	45,020	47,000	総合計画	